

チェックシート

介護支援専門員が、登録事項を変更する場合

- ・介護保険法第 69 条の 4 の規定により、登録事項に変更が生じた場合には、登録都道府県への届出が必要です。
- ・申請書類は、茨城県のホームページからダウンロードし必要事項を記入の上、簡易書留での送付をお願いいたします。
- ・電子申請も可能です（氏名変更の介護支援専門員証書換えに必要な戸籍抄本、住民票、介護支援専門員証、および写真は簡易書留でお送りください）
- ・交付、または更新時に併せて申請も出来ます

☐ホーム > 茨城で暮らす > 福祉・子育て > 介護保険 > 介護支援専門員 > 介護支援専門員（ケアマネ）の登録・専門員証の交付に関する手続き

登録事項の変更のみ 例>住所変更のみの方。介護支援専門員証の交付を受けていない、もしくは期限が切れている方

<input type="checkbox"/>	申請書	別記様式第 3 号（第 4 条関係）「介護支援専門員登録事項変更届出書」（氏名は自筆による署名） 「介護支援専門員（ケアマネ）の登録・専門員証の交付に関する手続き」内 > 「4. 氏名又は住所が変更になった場合」からダウンロード
<input type="checkbox"/>	戸籍抄本（外国籍の者は受理証明書等、婚姻を証明出来るもの）	氏名変更の場合 注意）介護支援専門員証の交付を受け、かつ有効期間内である場合は、介護支援専門員証の書換えが必要となります。（「登録事項変更と併せて、介護支援専門員証を書換える場合」をご参照ください） 旧姓併記や外国籍の方の通称名への変更ご希望の方はご相談ください
<input type="checkbox"/>	住民票	外国籍の者・住所変更の場合 県外居住者の場合に限る。また申請前 3 ヶ月以内に発行されたもので、マイナンバーの記載がないもの

登録事項変更併せ、介護支援専門員証を書換える場合 例>有効期限がある介護支援専門員証をお持ちの、氏名を変更した方

<input type="checkbox"/>	申請書	別記様式第 3 号（第 4 条関係）「介護支援専門員登録事項変更届出書」（氏名は自筆による署名） 「介護支援専門員（ケアマネ）の登録・専門員証の交付に関する手続き」内 > 「4. 氏名又は住所が変更になった場合」からダウンロード 別記様式第 9 号（第 9 条関係）「介護支援専門員証書換え交付申請書」（氏名は自筆による署名） 「介護支援専門員（ケアマネ）の登録・専門員証の交付に関する手続き」内 > 「5. 氏名変更に伴い介護支援専門員証を書換える場合」からダウンロード
<input type="checkbox"/>	戸籍抄本	氏名変更の場合 旧姓併記や外国籍の方の通称名への変更ご希望の方はご相談ください
<input type="checkbox"/>	住民票	住所変更の場合 県外居住者の場合に限る。また申請前 3 ヶ月以内に発行されたもので、マイナンバーの記載がないもの
<input type="checkbox"/>	介護支援専門員証の原本	新しい介護支援専門員証がお手元に届くまで、証のコピーを所持してください
<input type="checkbox"/>	証明写真（1 枚）	縦 3cm×横 2.4cm…裏に氏名と登録番号を記入 （更新申請前 6 ヶ月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身（胸から上）、無背景のもの）
<input type="checkbox"/>	茨城県収入証紙	2,100 円（金額が超過する場合は日付、氏名自署の「承諾書」（様式自由）※返金不要の旨記載 （売りさばき所は、茨城県のホームページから確認できます） ホーム > 茨城で暮らす > 税金 > 証紙 > 茨城県収入証紙購入場所 https://www.pref.ibaraki.jp/kaikai/kaikanri/chizu.html

介護支援専門員の登録・専門員証の交付に関するお問い合わせは

茨城県 福祉部 長寿福祉課 ☎029(301)3321

✉chofuku3@pref.ibaraki.lg.jp